

宇佐市柳ヶ浦駅多目的室短期物品販売等実施要綱

宇佐市告示第 70 号
令和 6 年 3 月 13 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、柳ヶ浦駅前広場に人が集い、多彩な交流を促すとともに、駅前を中心としたにぎわいの創出を図るため、柳ヶ浦駅多目的室（以下単に「多目的室」という。）において、希望する事業者が物品販売、催し等（以下「物品販売等」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(販売できる物品)

第 2 条 販売することのできる物品は、地場産品及び飲食物とする。ただし、必要と認める場合は、この限りでない。

(利用できる日及び時間)

第 3 条 物品販売等のため多目的室を利用できる日及び時間は、次の表のとおりとする。

利用できる日	利用できる時間
通年	午前 9 時から午後 5 時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、利用できる時間を超えて多目的室を利用することができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市が多目的室において宇佐市柳ヶ浦駅総合案内所等管理運営業務（以下「総合案内所業務」という。）を行う場合（総合案内所業務を委託して行う場合を含む。以下同じ。）においては、総合案内所業務における休業日及び運営時間以外の時間については、多目的室を利用することができない。

(利用できる日数等)

第 4 条 物品販売等のため多目的室を利用できる日数は、1 回の申込みにつき 1 日を限度とする。ただし、必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の申込みは、1 週間につき 1 回を限度とする。ただし、必要と認める場合は、この限りでない。

3 第 1 項本文の場合において、多目的室を利用した日は、その利用の時間にかかわらず、1 日の利用とみなす。

(利用できる場所)

第 5 条 多目的室において物品販売等のため利用できる場所は、多目的室のうち多目的室の本来の利用及び総合案内所業務に支障のない範囲で、その都度市長が指定する。

(利用の申込等)

第 6 条 物品販売等を行うため多目的室を利用しようとする者は、柳ヶ浦駅多目的室利用申込書（様式第 1 号）により、市長に申し込まなければならない。

2 前項の規定による申込みは、多目的室を利用しようとする日の 2 月前から 7 日前までに行わなければならない。

(利用の承諾等の決定)

第 7 条 市長は、前条第 1 項の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査して利用の諾否を決定し、柳ヶ浦駅多目的室利用承諾（不承諾）決定通知書（様式第 2 号）により、当該申込者に通知するものとする。

2 前項の規定による利用の承諾の決定（以下「利用決定」という。）は、多目的室の本来の利用及び総合案内所業務に支障がないと認める場合に限り、することができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、利用決定に必要な条件を付することができる。

(利用決定を受けた事項の変更)

第 8 条 前 2 条の規定は、利用決定を受けた事項を変更する場合に準用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「多目的室を利用しようとする日の 2 月前から 7 日前までに」とあるのは、「利用決定を受けた事項を変更しようとする日の 2 日前までに」と読み替えるものとする。

(禁止行為)

第9条 多目的室においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 爆発物又は発火しやすい物の取扱い
- (2) 臭気を発する物の取扱い
- (3) その他市長が定める行為

(利用料)

第10条 利用決定を受けた者は、利用料として、利用時間数に1時間（1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間）につき200円を乗じて得た額を納付しなければならない。ただし、対価なく参加できる催し等（その対価が材料費等の実費相当額に限られると市長が認めた催し等を含む。）を実施する場合は、この限りでない。

2 前項の利用料は、第7条第1項の規定による通知を受けた日から起算して7日以内（利用日が7日以内にあるときは、利用日の2日前まで）に納付しなければならない。

3 既納の利用料は、還付しない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 次条第5号又は第6号の規定により利用決定が取り消されたとき。
- (2) 災害その他やむを得ない事情により多目的室を利用することができなくなったとき。
- (3) 市長が特別の理由があると認めるとき。

(利用決定の取消し)

第11条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、利用決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申込みにより利用決定を受けたとき。
- (2) 利用決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 利用決定を受けた者が市の指示に従わないとき。
- (4) 利用料を期日までに納付しないとき。
- (5) 多目的室の管理上必要が生じたとき
- (6) 公益上やむを得ない必要が生じたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 前項の規定により利用決定を取り消した場合において、利用決定を受けた者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(賠償の責任)

第12条 利用決定を受けた者が行う物品販売等によって、第三者に与えた損害（催し等にあつてはその参加者が与えた損害を含む。）及び発生した事故、トラブル等について、市は責任を負わず、利用決定を受けた者の責任において解決しなければならない。ただし、多目的室の施設、設備等の通常の管理を怠った場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 利用決定を受けた者は、故意又は過失により多目的室の施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公示の日から施行する。

(準備行為)

2 第6条第1項の規定による利用の申込みその他必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。